

ハイライト:

- ・住民税や源泉所得税などの退職金課税の見直しについて、再確認してみました！
- ・「高年齢者雇用安定法」改正への対応について、制度改正が必要です！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
退職金課税の見直しについて (住民税・源泉所得税)	1 2
「高年齢者雇用安定法」改正への対応について	2

今年もあとわずかとなり、年末のせわしなさを感じる時期となりました。

今号は、平成25年1月1日以降適用される改正事項について、再度取り上げてみました。適用前の準備としてお読みいただければ幸いです。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

退職金課税の見直しについて (住民税・源泉所得税) (>_<)

退職手当等を支払う場合には、退職手当等に対する所得税や住民税の徴収が必要となります。平成25年1月1日以後に支払われる退職手当等については、以下の2点が変更になりますのでご注意ください。 の特定役員退職手当については第49号(個人様向け)でも取り上げていますので、合わせてご確認ください。

住民税：退職所得にかかる市・県民税の10% 税額控除が廃止されます。

	退職所得金額	住民税
平成24年12月31日まで	$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	$\times 10\% (\text{市民税}6\% + \text{県民税}4\%) \times 0.9$
平成25年 1月 1日から	$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	$\times 10\% (\text{市民税}6\% + \text{県民税}4\%)$

特定役員退職手当等については1/2しません

×0.9が廃止
(10% 税額控除)

源泉所得税：特定役員退職手当等(注1)の、2分の1課税が廃止されます。

勤続年数 5年以下の役員等に支払われる役員退職金については、2分の1課税が廃止されます。

(注1)「特定役員退職手当等」とは、

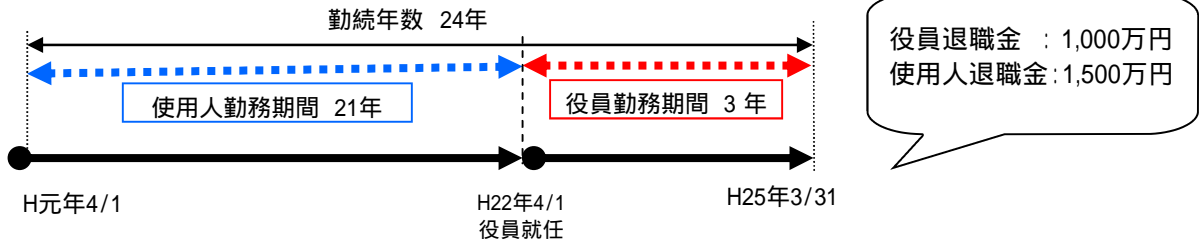
法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人など、役員等勤続年数が5年以下である人が受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等をいいます。

	退職所得金額	所得税
平成24年12月31日まで	$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$	$\times \text{税率} (\text{退職所得金額により異なります})$
平成25年 1月 1日から	$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額})$	$\times \text{税率} (\text{退職所得金額により異なります})$

×1/2が廃止

次頁で、 の具体例をご説明いたします。

【例】同一勤務先から、同じ年に使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合で、使用人としての勤続期間が21年、役員としての勤続期間が3年のケース



- ・役員勤務期間は3年間(5年)のため、役員退職金1,000万円は特定役員退職手当等に該当します。
- ・使用人退職金1,500万円は、一般退職手当等となります。

・退職所得の金額の計算

退職所得は、退職金から退職所得控除額を差引いて計算します。

特定役員退職手当等に対する退職所得控除額 は、40万円×3年 = 120万円

一般退職手当等に対する退職所得控除額 は、{800万円 + 70万円 × (24 - 20年)} - 120万円 = 960万円

$(1,000万円 - 120万円) + \{(1,500万円 - 960万円) \times 1/2\} = 1,150万円 \dots$ 退職所得の金額

特定役員退職手当等 - 上記控除額

一般退職手当等 - 上記控除額

復興特別所得税

- ・退職所得に対する源泉徴収税額(速算表より)

$(1,150万円 \times 33\% - 1,536,000円) \times 102.1\% = 2,306,439円$

(注)従来は、勤続24年で2,500万円の退職金を受け取った場合、退職所得は(2,500万円 - 1,080万円) × 1/2 = 710万円。これに対する税額は、速算表より(710万円 × 23% - 636,000円) = 997,000円でしたので、約 130万円の増税となります。

退職所得控除額は以下のように計算します。

勤続年数が20年以下の場合: 40万円 × 勤続年数

勤続年数が20年超の場合: 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)



ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

「高年齢者雇用安定法」改正への対応について

平成25年4月から厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢にあわせ、労使協定の基準に該当しない雇用者も継続して雇用する制度の導入が求められます。

労使協定により社員を選別する基準を定め、65歳まで継続して雇用する制度を導入済み



選別基準を廃止して希望者全員を65歳まで継続して雇用する制度
選別基準を廃止せず希望者全員を厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢まで継続して雇用する制度(平成37年度までの経過措置)
のいずれかへの制度改正が必要です。

具体的な就業規則の記載例については、厚生労働省が公表している下記のQ & Aが参考になります。なお、この改正は個々の労働者の希望に合致した条件での継続雇用を法人に義務付けているものではありませんので、条件の合意が両者でつかず、結果的に労働者が継続雇用を拒否した場合には、法人の高年齢者雇用安定法違反とはなりません。

「高年齢者雇用安定法Q&A: <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/qa/index.html>」

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp